

第2・3学年保護者各位

東京都立橘高等学校長
菅原 敏雄
(公印省略)

令和元年度就学支援金7月申請について

保護者の皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

就学支援金制度においては、7月から翌年の6月までを「1年」と考えますので、令和元年6月分までは前年度のうちに認定か不認定が決まっています。

7月以降分の申請を下記のとおり受け付けます。書類提出が必要な方と不要な方がいらっしゃいますので、ご確認ください。書類提出が必要な方①～④には、生徒さんに申請書類をお渡しいたします(⑤の方はお申し出ください。)が、万が一届かない場合は下記へご一報くださいますようお願い申し上げます。

記

1 書類提出が必要な方

- ① 前年度「不申請」だった方
- ② 前年度「不認定」だった方
- ③ 前年度マイナンバーではなく課税証明書を提出した方
- ④ ☆生活保護受給世帯の方
生活保護受給世帯の方は前年度の状況に関係なく今回書類提出が必要です。
- ⑤ 親権者が変わる等家庭状況に変更があった方

提出期限 令和1年7月12日 (金)

2 書類提出が不要の方

前年度マイナンバーを提出し、令和元年6月分まで認定されている方
(生活保護受給世帯の方を除く)

東京都立橘高等学校 経営企画室
就学支援金担当 03-3617-8311